

障害福祉サービス短期入所事業  
永寿荘ショートステイセンター運営規程

社会福祉法人恵泉会

# 障害福祉サービス短期入所事業 永寿荘ショートステイセンター運営規程

## (事業の目的)

第1条 社会福祉法人恵泉会が運営する介護老人福祉施設特別養護老人ホーム永寿荘（以下「併設本体施設」という。）に併設する永寿荘ショートステイセンター（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所およびその従業者が支給決定障害者等（以下「利用者」という。）に対し、適切な指定短期入所を提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 事業所が実施する事業は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事の介護その他必要な福祉サービスを適切に提供するものとする。

- 2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村、他の居宅支援事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、前3項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に定める内容のほか関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

## (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 永寿荘ショートステイセンター
- (2) 所在地 山形県鶴岡市茅原町28番10号
- (3) 提供形態 空床利用型

## (従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤）  
管理者は、従業者の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。
- (2) 医師 2名（非常勤：嘱託）  
医師は、利用者の健康保持のための適切な措置を行う。
- (3) 看護師 3名以上（常勤換算）

看護師は、利用者の保健衛生上の指導や看護を行う。

(4) 介護員 29名以上 (常勤換算)

介護員は、利用者の障害程度に応じて排泄、食事、入浴、着替え等必要な日常生活支援を行う。

(5) 栄養士 1名以上 (常勤)

栄養士は、給食献立の作成、調理方法の指示及び栄養管理を行う。

(6) 苦情処理担当者 1名 (常勤)

苦情処理担当者は、利用者からの相談又は苦情等に対応し、苦情処理を行う。

(7) 事務員 1名以上 (常勤)

事務員は、必要な事務を行う。

(8) 業務員 1名以上 (常勤)

業務員は、利用者の送迎、建物・設備の維持管理、建物内外の環境保全に必要な業務を行う。

(利用定員)

第5条 事業所の利用定員は、空床利用型として本体施設の定員の範囲内において欠員により利用されていない人数とする。

(指定短期入所の内容)

第6条 事業所が行う指定短期入所の内容は、次のとおりとする。

(1) 食事の提供

(2) 入浴又は清拭

(3) 日常生活上の介護

(4) 機能訓練

(5) 生活相談

(6) 健康管理

(7) その他の必要な介護

(8) 送迎サービス

(主たる対象者の障害の種類)

第7条 事業所において指定短期入所を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

(1) 身体障害者 (児)

(2) 知的障害者

(3) 精神障害者

(利用者から受領する費用の種類及びその額)

第8条 指定短期入所を利用した際には、利用者又はその身元引受人若しくは身元保証人（以下「利用者等」という。）から指定短期入所に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定短期入所を提供した際には、前項に掲げる指定短

期入所に係る利用者負担額のほか、利用者等から障害者総合支援法第29条第3項に規定する額の支払を受けるものとする。

3 利用契約書第6条に定める利用者負担額については、利用者等から徴収するものとする。

4 前第1項から第3項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収書を利用者等に対し交付するものとする。

5 前第3項の費用に係るサービスの提供に当っては、あらかじめ利用者等に対し当該サービスの内容及び費用について説明を行い同意を得るものとする。

(通常の送迎の実施地域)

第9条 通常の送迎の実施地域は、鶴岡市とする。

(サービス利用に当っての留意事項)

第10条 利用者は次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をすること。
- (2) 火気の取扱に注意すること。
- (3) 喧嘩、口論、中傷、騒音の発生等他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (4) 喫煙は決められた場所で行うこと。
- (5) 原則として飲酒は行わないこと。
- (6) その他管理上必要な指示に従うこと。

(緊急時における対応方法等)

第11条 指定短期入所の提供を行っているときに利用者に病状の急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに協力医療機関へ連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、非常災害等に関する具体的な計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情解決)

第13条 管理者は、その提供した短期入所に関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、社会福祉法人恵泉会苦情解決規程に基づき必要な措置を講ずるものとする。

(虐待の防止に向けた体制等)

第14条 管理者は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。また、管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。

- (1) 事業所では、虐待防止検討委員会を設ける。その責任者は管理者とする。
- (2) 虐待防止検討委員会は、従業者への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談・報告体制、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策

の検討等を行う。なお、本虐待防止検討委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施する。

- (3) 従業者は、年2回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講する。
- (4) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力をする。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

(事故発生時の対応)

第15条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに利用者の家族等、県及び市町村に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議する。

- 2 事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとする。ただし、事業所及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。
- 3 事故発生の防止のための委員会を設置し、指針に基づき、安全管理の徹底を行い、定期的（年2回以上）に職員研修を実施する。

(身体的拘束適正化の取組み)

第16条 事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命及び身体を保護するために緊急その他やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

- (1) 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急その他やむを得ない理由など必要な事項を記録するものとする。
- (2) 事業所は、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3ヵ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ることとする。
- (3) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (4) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 事業者は、適切な短期入所が提供できるように従業者の業務体制を整備すると共に、従業者の資質向上を図るために次のとおり研修の機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回以上

- 2 従業者は、正当な理由がなく業務上知り得た利用者及びその家族等の秘密又は個人情報等について、在職中はもとより退職又は異動後も、開示、漏えい若しくは使用してはならない。
- 3 事業所は、行政及び医療又は他の福祉事業者などの関係機関に対して、利用者に関する情報等を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者の同意を得ておかなければならない。
- 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、管理者が理事長の承認を得て別に定めるものとする。

#### 附 則

1、この規程は、平成28年3月25日制定、平成28年4月1日より施行する。

#### 附 則

平成28年5月30日一部改正、平成28年4月1日に遡及して施行する。

#### 附 則

平成28年11月29日一部改正、平成28年11月29日から施行する。

#### 附 則

平成29年4月1日一部改正、即日施行する。

#### 附 則

平成30年6月7日一部改正、平成30年4月1日に遡及して施行する。

#### 附 則

平成31年4月25日一部改正、平成31年4月1日に遡及して施行する。

#### 附 則

令和元年11月26日一部改正、令和元年10月1日に遡及して施行する。

#### 附 則

令和2年4月1日一部改正、即日施行する。

附 則

令和 3 年 4 月 1 日一部改正、即日施行する。

附 則

令和 4 年 3 月 16 日一部改正、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

令和 4 年 3 月 24 日一部改正、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

令和 5 年 6 月 2 日一部改正、令和 5 年 4 月 1 日に遡及して施行する。

附 則

令和 5 年 6 月 30 日一部改正、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。